

「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－３－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は除外が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質は **19 物質**であった。（参考Ⅱ－３）

当該**19物質**について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行った。

2 調査結果

19 物質について調査した結果を表Ⅱ－３－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

(1) 対応不要の物質

ア 消防法危険物に該当する物質

劇物に指定された表のNo.3 からNo.6 まで、No.9、No.10、No.13、No.14 の物質については、いずれも第4類又は第5類危険物に該当するため、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

イ 消防法危険物に該当しないが、消防活動阻害性を有さない物質

毒物に指定された表のNo.1 の物質については、消防法危険物に該当しないが、文献等から消防活動阻害性は有さないと考えられる。このことから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

ウ 消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外されたNo.17 からNo.19 までの物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

(2) 消防活動阻害物質の可能性のある物質

ア ジブチル（ジクロロ）スタンナン

No.2 のジブチル（ジクロロ）スタンナンは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

イ 2, 4 - ジクロロフェノール

No.7 の2, 4 - ジクロロフェノールは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

ウ ベンゼン - 1, 4 - ジカルボニル＝ジクロリド

No.8 のベンゼ - 1,4 - ジカルボニベンゼ - 1,4 - ジカルボニ=ジクロリドは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

エ フッ化アンモニウム

No.11 のフッ化アンモニウムは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

オ フッ化ソーダ

No.12 のフッ化ソーダは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

カ 硫化水素ナトリウム

No.15 の硫化水素ナトリウムは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

キ 硫化二ナトリウム

No.16 の硫化二ナトリウムは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

(3) 対応を要する物質

流通量及び入手容易性等を考慮し、上記(2)ウ（ベンゼン - 1,4 - ジカルボニル=ジクロリド）及びキ（硫化二ナトリウム）について消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

表Ⅱ－３－１ 消防活動阻害物質の調査結果

区分	No.	物 質 名	対 応 の 要 否
毒物に指定	1	酸化コバルト	否(非危険物・阻害性なし)
	2	ジブチル(ジクロロ)スタンナン	要(非危険物・阻害性有り)
劇物に指定	3	1-アミノプロパン-2-オール	否(第4類危険物のため)
	4	2-イソブトキシエタノール	否(第4類危険物のため)
	5	オキシラン-2-イルメチル＝メタクリラート	否(第4類危険物のため)
	6	1-クロロ-4-ニトロベンゼン	否(第4類危険物のため)
	7	2, 4-ジクロロフェノール	要(非危険物・阻害性有り)
	8	ベンゼン-1, 4-ジカルボニル＝ジクロリド	要(非危険物・阻害性有り)
	9	ノニルフェノール	否(第4類危険物のため)
	10	1-ビニル-2-ピロリドン	否(第4類危険物のため)
	11	ふッ化アンモニウム	要(非危険物・阻害性有り)
	12	ふッ化ソーダ	要(非危険物・阻害性有り)
	13	ベンゾイルクロリド	否(第4類危険物のため)
	14	メタンスルホン酸	否(第4類危険物のため)
	15	硫化水素ナトリウム	要(非危険物・阻害性有り)
	16	硫化二ナトリウム	要(非危険物・阻害性有り)

劇物から除外	17	4-エチルオクタ-3-エンニトリル	否(未指定物質のため)
	18	3, 4-ジメチルベンズニトリル	否(未指定物質のため)
	19	水酸化リチウム-水和物	否(未指定物質のため)